公　告

諸事項

工場財団

名古屋市北区長喜町一丁目12番地の１**キツコーナ株式会社**の工場財団に丹羽郡扶桑町大字南山名字西ノ山50番地４キツコーナ株式会社扶桑工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年６月18日

名古屋法務局春日井支局

愛媛県今治市南大門町二丁目２番地の４**四國瓦斯株式会社**の工場財団に愛媛県今治市共栄町五丁目２番地１今治工場、愛媛県松山市味酒町一丁目３番地松山工場、愛媛県宇和島市明倫町１番18号宇和島工場、高知県高知市丸池町６番１号高知工場、徳島県徳島市北出来島町一丁目26番地２徳島工場、香川県高松市松福町一丁目３番８号高松工場、香川県坂出市江尻町1580番地坂出工場、香川県丸亀市昭和町105番地丸亀工場、香川県善通寺市大麻町字上の村116番地１善通寺琴平工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年６月18日　　高松法務局

公示送達

審査請求人　京都府京都市山科区東野井ノ上町20
川口　　薫

上記の者に送達すべき平成21年10月20日受付審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号法務省矯正局総務課内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成22年６月18日　法務大臣　千葉　景子

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求は、これを棄却する。

裁決年月日　平成22年５月31日

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年５月７日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成22年６月18日　　財務大臣　野田　佳彦

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	マイルドセブン・アクア・スカッシュ・メンソール７・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	300円

証票無効

○　法人税、所得税、消費税・印紙税及び地方消費税（譲渡割）に関する質問検査章

平成21年７月10日交付　第平21―00051号

荒川税務署　財務事務官　梶谷　利弘　名義分

平成22年５月14日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成22年６月18日　　国　税　庁

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成22年６月18日

農林水産大臣　山田　正彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	３備考
東京都八王子市中野町2573番　畑　409㎡ 東京都八王子市中野町2574番　畑　938㎡	河内　俊雄 北多摩郡多摩村人見201番地	耕作目的で貸付中

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）第３条の規定による改正前の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第１条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年６月18日　　関東経済産業局長　高原　一郎

名称	株式会社Doフィナンシャルサービス
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目９番２号
登録番号	関第161号
営業廃止年月日	平成22年５月20日

名称	日本和装クレジット株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号
登録番号	関第169号
営業廃止年月日	平成22年５月18日

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）第３条の規定による改正前の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第１条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同令第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年６月18日　　中部経済産業局長　宮川　　正